常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付要項

（趣旨）

第１条　この要項は，本市への就農の促進を図り，農業の次世代の担い手確保を目的として，ＵＩＪターン者に対し予算の範囲内で常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することについて，常陸太田市補助金等交付に関する条例（昭和３０年常陸太田市条例第６１号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　ＵＩＪターン者　本市外に１年以上住所を有した後，就農に際し住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の規定に基づき本市の住民票に記載されてから２年未満の者又は学生として本市外に１年以上居所を有し卒業後２年以内に就農し本市内に居所を有することとなった市民をいう。

（２）　就農　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号以下「法」という。）に基づき，同法に基づく農業経営改善計画又は青年等就農計　画（以下「計画」という。）が市の認定を受け，本市において新たに農業に従事することをいう。

（３）　学生　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校等教育施設（高等学校（学校教育法第５０条）又は大学校（学校教育法第８３条））に就学している者又は公益社団法人若しくは公益財団法人が開設する農業関連学校に就学している者又は市長が認めた者をいう。

（４）　認定日　常陸太田市農業経営改善計画認定審査会において審査を

受け，農業経営改善計画又は青年等就農計画を市長が適正であると

認定した日

（奨励金の交付対象者）

第３条　奨励金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は，次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

（１）　計画が，平成３０年４月１日以降に認定されたＵＩＪターン者

（２）　奨励金の交付後も引き続き５年以上本市に居住する意思のある者

（３）　本市の市税等の滞納がないこと

（４）　過去において本奨励金の交付を受けていないこと

（奨励金の交付額）

第４条　奨励金の額は，交付対象者１人当たり２００，０００円とする。

２　奨励金は，認定日から起算して６月以内に１００，０００円を，６月を経過した時点において１００，０００円を交付できるものとする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を申請しようとする者は，認定日から６月以内及び６月を経過した日から６月以内に常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には，次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　住民票の写し

（　本市外に１年以上居所を有していた学生にあっては，建物賃貸借契約書の写し等本市外に居所を有していたことを証する書類及び学校等に在籍していたことを証する書類

(3)　市が発行する計画の認定書の写し

(4)　市税等に滞納がないことの証明書

(5)　その他市長が必要とする書類

（奨励金の交付決定）

第６条　市長は，前条の申請があったときはその内容を審査し，これを正当と認めたときは奨励金の交付を決定し，常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により，申請者に速やかに通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条　奨励金の交付の決定を受けた者（以下，「奨励決定者」という。）は，前条に規定する交付決定通知書を受理した後，３０日以内に常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付請求書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（奨励金の交付）

第８条　市長は，前条の請求があったときは，速やかに奨励決定者に奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し又は奨励金の返還）

第９条　市長は，偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたときは，奨励金の交付決定を取消し，既に奨励金の交付があるときは，奨励金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは，常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付決定取消通知書（様式第４号）により奨励決定者に通知するものとする。

（その他）

第１０条　この要項に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要項は，公布の日から施行し，平成３０年４月１日から適用する。（失効）

２　この告示は，平成３１年３月３１日限りその効力を失う。ただし，同日までに交付申請をした者で，当該交付申請にかかる交付決定を受けたものについては，同日後も，なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

常陸太田市長　殿

申請者 印

常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付申請書

常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付要項第５条の規定により，関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１．交付申請額 金　　　　　　　　　　円

２．申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住　所 | 常陸太田市 | | |
| 連絡先  （電話番号） |  | 生年月日 | 年　 月　 日 |
| 転入前の住所  （学生時の居所） |  | | |
| 転入日  （居所を移動した日） | 年　 月　 日 | 左記の日前の  市外在住期間 | 年　　月 |
| 認定番号 | － | | |
| 認定日  認定の有効期間 | 平成　　　年　　月　　日  平成　　　年　　月　　日　まで | | |
| 営農類型 |  | | |
| 【添付書類】  １　住民票の写し  ２　本市外に１年以上居所を有していた学生であった場合，建物賃貸借契約書の写し等，本市外に居所を有していたことを証する書類及び学校に在籍していたことを証する書類  ３　市が発行する認定書の写し  ４　市税等に滞納がないことの証明書  ５　その他市長が必要とする書類 | | | |

私は，上に記載されている私に関する個人情報について，常陸太田市が住民基本台帳等により確認することに同意します。

氏名：　　　　　　　　　　印

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

殿

常陸太田市長　　　　　　印

常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付（不交付）決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金について下記のとおり決定をしたので，常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付要項第６条の規定により通知する。

記

１．交付決定額 金　　　　　　　　　円

２．不交付決定理由

（教示）

１　この決定について不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に常陸太田市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については，前項の審査請求のほか，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に，常陸太田市を被告として（訴訟において市を代表する者は常陸太田市長となります。），決定の取消しの訴えを提起することができます。なお，前項の審査請求をした場合には，決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起することができます。

３　前２項の規定に関わらず，上記の期間が経過する前に，この決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

常陸太田市長　殿

申請者 住所

氏名 印

常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付請求書

　　年　　月　　日付け，第　　　号で交付決定通知のあった常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金を下記のとおり交付されたく，常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付要項第７条の規定により請求します。

記

１．交付請求額 金　　　　　　　　　円

２．振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関等名 | （　　　　　本店・支店・本所・支所） |
| 口座種別 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）  口座名義人 |  |

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　殿

常陸太田市長

常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付決定取消通知書

　　年　　月　　日付け，第　　　号で決定した常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金については，下記の理由により取り消すことに決定したので，常陸太田市ＵＩＪターン就農奨励金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

取り消した理由

（教示）

１　この決定について不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に常陸太田市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については，前項の審査請求のほか，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に，常陸太田市を被告として（訴訟において市を代表する者は常陸太田市長となります。），決定の取消しの訴えを提起することができます。なお，前項の審査請求をした場合には，決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起することができます。

３　前２項の規定に関わらず，上記の期間が経過する前に，この決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。